# 1 各届出に際しての注意事項等

### (1)開始届出書の提出

協定締結日	<u>月1回 毎月1日付け</u> となります。		
提出期限	移動支援事業	協定締結日の前月10日 ※休日の場合は、その前の開庁日 (例) 2018年(平成30年)9月1日協定締結の場合、 提出期限は、同年8月10日(金)となります。	
	日中一時支援事業	協定締結日の前々月末日 ※休日の場合は、その前の開庁日 (例) 2018年(平成30年)9月1日協定締結の場合、 提出期限は、同年7月31日(火)となります。	
	(注1)都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令に抵触しないよう、必ず各担当課へ事前に相談してください。 (注2)届出書に不備等があった場合、提出期限までに補正が完了していないものは受理できません。日程に余裕を持って早めに届出書類を提出してください。 (注3)4月1日付けの協定締結等、事務が集中する場合の提出期限については、別に指示する日までとします。 2019年(平成31年)4月1日付けの開始に係る届出書の提出期限は、同年1月31日(木)とします。		
提出方法	原則、来庁のうえ提出 ※事前に電話で日時等を調整して来庁の上、提出してください。		
提出先	福山市 障がい福祉課 事業者指定・指導担当 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 電話 084-928-1261 FAX 084-928-1730		

#### (2)変更届出書等の提出

区分	事 由	申請・届出様式	提出期限
変更届	事業所の名称や運営規程等届出事項が変更	変更届出書	事由が生じてか
	となった場合		ら10日以内
廃止·休止· 再開届		廃止・休止・再開 届出書	【廃止・休止届】
			事由が生じる1
	   事業を廃止,休止,再開する場合		月前まで
	尹未を廃止, 怀止, 丹用 り ② 勿口 		【再開届】
			事由が生じてか
			ら10日以内

## 2 様式

#### ※注意点

- ○記載事項届出書はA4両面で印刷してください。
- ○協定書は、A4両面で印刷して綴じた後、各頁に割印をしてください。